東京大学大学院医学系研究科規則

昭和４０年５月１８日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）及び東京大学大学院専門職学位課程規則（以下「専門職学位課程規則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等についてはこの規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、これを定める。

（教育研究上の目的）

第１条の２　本研究科は、生命現象のしくみの解明、疾病の克服および健康の増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、医学系領域の各分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成することを目的とする。

２　各専攻の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（入学資格）

第２条　修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、学則第１６条第１項（第８号を除く。）及び専門職学位課程規則第１６条の定めるところによる。

２　博士後期課程に入学することのできる者は、学則第１６条第２項各号の定めるところによる。

３　医学を履修する博士課程（以下「医学博士課程」という。）に入学することのできる者は、学則第１６条第３項各号の定めるところによる。

４　第２項の場合において、学則第１６条第２項第７号及び第８号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

５　第３項の場合において、学則第１６条第３項第８号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

（専門職学位課程の標準修業年限）

第２条の２　専門職学位課程の標準修業年限は２年とする。ただし、一定の実務経験を有する者については、標準修業年限を１年とすることができる。

２　前項の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（修士課程の履修コース）

第２条の３　本研究科の修士課程の健康科学・看護学専攻に、保健師教育コース及び助産師教育コースを置く。

２　保健師教育コース及び助産師教育コースは、保健師及び助産師の国家試験受験資格の取得を目的とする。

（学期）

第２条の４　学年を４学期に分ける。

２　各学期の期間は、学則第４１条第３項により別に定められるところによる。

（修了要件）

第３条　修士課程の修了要件は、学則第５条第１項の定めるところによる。

２　専門職学位課程の修了要件は、専門職学位課程規則第５条の定めるところによるものとし、所要科目３０単位以上を修得しなければならない。

３　博士後期課程の修了要件は、学則第６条第１項の定めるところによるものとし、所要科目２０単位以上を修得しなければならない。

４　医学博士課程の修了要件は、学則第７条の定めるところによるものとし、所要科目３０単位以上を修得しなければならない。

（教育課程）

第４条　各専攻の授業科目の履修及び単位については、別表１の定めるところによる。

２　授業科目の単位数は、講義については１５時間、演習については３０時間、実験又は実習については４５時間の授業時間をもって１単位とする。

３　学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第２条第７項に定めるところにより、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。細則については別に定める。

（履修方法）

第５条　修士課程、博士後期課程及び医学博士課程の学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

２　専門職学位課程の学生は、専攻長の指示によって授業科目を履修するものとする。

第６条　修士課程においては、指導教員の許可を得て、専門職学位課程においては、専攻長の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、これを当該課程の単位とすることができる。

(1)　学部の科目

(2)　他の研究科及び教育部（以下「他の研究科等」という。）の修士課程及び専門職学位課程の科目

第７条　博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、これを当該課程の単位とすることができる。

(1)　医学部医学科の科目

(2)　本研究科の修士課程及び医学博士課程の科目

(3)　他の研究科等の科目

第８条　医学博士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、これを当該課程の単位とすることができる。

(1)　学部の科目

(2)　本研究科の修士課程及び博士後期課程の科目
(3)　他の研究科等の科目
（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）
第９条　学則第１２条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。
２　前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。
（修士課程における教育方法の特例）
第１０条　本研究科修士課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、通例と異なる特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等適当な方法により教育を行うことができるものとする。
（履修科目届及び受験届）
第１１条　学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届出なければならない。
２　専門職学位課程においては、1年間に５０単位を超えて履修科目を登録することができない。
（試験）
第１２条　試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。
２　前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。
（学位論文）
第１３条　学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。
（最終試験）
第１４条　最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。ただし、専門職学位課程における最終試験については、別に定める。
２　最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。
（専門職学位課程の成績評価）
第１４条の２　専門職学位課程の成績評価の方法は、別に定める。
（学位の授与）
第１５条　修士課程の学生で学則第５条第１項に定める修了要件を満たした者には、別表２に定めるところにより修士（保健学）又は修士（医科学）の学位を授与する。
第１５条の２　専門職学位課程の学生で専門職学位課程規則第５条に定める修了要件を満たした者には、別表２に定めるところにより公衆衛生学修士（専門職）の学位を授与する。
第１６条　博士後期課程の学生で学則第６条に定める修了要件を満たした者には、博士（保

健学）の学位を授与する。

第１７条　医学博士課程の学生で学則第７条に定める修了要件を満たした者には、博士（医学）の学位を授与する。

（再入学）

第１８条　修士課程、専門職学位課程、博士後期課程又は医学博士課程を在学期間内に退学した者で、当該課程に再入学を志願するものについては、学年の初めに限り、教育会議の議を経て、入学を許可することがある。

２　再入学者は、退学前に所属した専攻に所属するものとする。

３　再入学者の修業年限並びに履修単位の認否については、教育会議の議を経て、これを定める。

（転入学）

第１９条　学則の第２３条に定める転入学の受け入れについては、別に定める。

（修業年限の特例）

第２０条　修士課程においては、学則第５条第１項ただし書に定める特例を認めることができる。

２　博士後期課程においては、学則第６条第２項に定める特例を認めることができる。

３　医学博士課程においては、学則第７条ただし書に定める特例を認めることができる。

４　前３項の場合の細則については、別に定める。

（特別研究学生）

第２１条　学則第３２条に定める特別研究学生の受け入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、特別研究学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

（大学院研究生）

第２２条　大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。

附　則

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　平成８年３月３１日以前に第１種課程の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成８年４月１日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

３　平成８年３月３１日以前に第３種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成８年４月１日から医学博士課程に所属するものとする。

附　則

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

この規則は、平成９年７月８日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

2　平成１１年３月３１日以前に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（抄）

1　この規則は、平成１３年７月１０日から施行し、改正後の東京大学大学院学則の規定は、平成１３年４月１日から適用する。

１０　東京大学大学院医学系研究科規則の一部を次のように改正する。

附　則

この規則は、平成１６年４月２０日から施行する。

附　則（抄）

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（抄）

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年６月２８日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則　（平成２８年２月１６日東大規則第２９号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則　（平成２８年３月１６日東大規則第５３号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和４年３月３１日以前に入学した者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和５年３月３１日以前に入学した者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表１　医学系研究科授業科目表

別表２　　授与する学位

沿革

東京大学大学院医学系研究科規則

体系情報

□第３編　学務
　▽第２章　大学院

沿革情報

◆昭和４０年０５月１８日　評議会可決
◇昭和４２年０４月０１日
◇昭和４３年０４月０１日
◇昭和４４年０５月２７日
◇昭和４５年０５月１９日
◇昭和４８年０２月２０日
◇昭和４９年０４月０１日
◇昭和５１年０３月１６日
◇昭和５５年０４月０１日
◇昭和５６年０４月０１日
◇昭和５８年０４月０１日
◇昭和５８年０５月１２日
◇昭和５８年０６月１４日
◇昭和５９年０４月０１日
◇昭和６０年０４月０１日
◇昭和６０年０４月２３日
◇昭和６１年０４月０１日
◇昭和６１年０５月２２日
◇昭和６２年０４月０１日
◇昭和６２年１０月０１日
◇昭和６３年０４月０１日
◇平成０１年０４月０１日
◇平成０２年０４月０１日
◇平成０３年０４月０１日
◇平成０４年０４月０１日

◇平成０５年０４月０１日
◇平成０６年０４月０１日
◇平成０６年０４月１９日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０７年１１月２１日
◇平成０８年０４月０１日
◇平成０９年０４月０１日
◇平成０９年０７月０８日
◇平成１１年０４月０１日
◇平成１２年０３月２１日
◇平成１３年０４月０１日
◇平成１３年０７月１０日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１６年０３月３０日
◇平成１６年０４月２０日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０２月０２日
◇平成１９年０２月２０日
◇平成２０年０１月２９日
◇平成２１年０３月１３日
◇平成２２年０３月３１日
◇平成２３年０３月０７日
◇平成２３年０６月０１日
◇平成２４年０３月２７日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２５年０３月２７日
◇平成２６年０３月１２日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２８年０２月１６日
◇平成２８年０３月１６日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成２９年０３月０１日
◇平成３０年０３月０９日
◇平成３１年０２月０５日
◇令和０２年０１月２７日

◇令和０３年０３月１１日
◇令和０４年０２月０７日
◇令和０５年０３月０７日
◇令和０６年０２月２１日
◇令和０７年０２月２５日
◇令和０８年０３月１２日